

參 考 資 料

参考資料

1 弥富市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する本市の立地適正化計画を策定するにあたり必要な事項を検討するため、弥富市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- 2 立地適正化計画の策定に関すること。
- 3 その他立地適正化計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の代表
 - (3) 市民の代表
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 市の職員
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、立地適正化計画の策定が完了した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の中から市長が依頼する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員長（委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会の設置)

第6条 委員会の補助機関として、弥富市立地適正化計画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 立地適正化計画の原案策定のための調査及び検討
- (2) 立地適正化計画の策定にかかる重点課題の調査及び検討
- (3) その他必要事項の検討

3 作業部会は、市長が定める者をもって組織する。

4 作業部会の部会長は、委員長が指名する。

5 部会長は、会務を総理する。

6 作業部会においては、部会長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会の庶務は、開発部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

2 この要綱は、立地適正化計画を公表した日の翌日からその効力を失う。

2 弥富市立地適正化計画策定委員会・作業部会名簿

(1) 策定委員会名簿

【策定委員会】 ◎委員長 ○あらかじめ指名した者

(別表第1)

	職　　名	氏　　名
1	◎大同大学工学部建築学科 教授	嶋田 喜昭
2	(公財) 豊田都市交通研究所 主幹研究員 弥富市地域公共交通活性化協議会座長	山崎 基浩
3	市民代表	伊藤 久幸 高谷 昇
4	弥富市商工会 会長	伊東 信行
5	弥富市社会福祉協議会 会長	八木 輝美
6	海南病院企画室長	江口 和人
7	弥富市主任児童委員	水野 晴美
8	(特非) 愛知県西部防災ボランティアコーディネーターネット ワークの会 代表	東嶋 とも子
9	愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長	片山 貴視
10	愛知県海部建設事務所企画調整監	近藤 敦 佐田 信一朗
11	○副市長	大木 博雄
12	総務部長	渡辺 秀樹
13	民生部長	村瀬 美樹 宇佐美 悟
14	教育部長	立松 則明
15	開発部長	安井 耕史 大野 勝貴
16	事務局	開発部都市計画課

上段名は前任、下段名は後任

【作業部会】◎部会長

(別表第2)

	職名	氏名
1	総務部秘書企画課課長 総務部企画政策課長	安井 幹雄 佐野 智雄
2	総務部危機管理課長	伊藤 淳人
3	民生部健康推進課長	飯田 宏基
4	民生部環境課長	柴田 寿文
5	民生部介護高齢課長	藤井 清和
6	民生部次長兼福祉課長 民生部福祉課長	山下 正己 大木 弘己
7	民生部児童課長	大木 弘己 山守 美代子
8	開発部次長兼農政課長	小笠原 己喜雄
9	開発部商工観光課長	横江 兼光
10	開発部次長兼土木課長	伊藤 仁史
11	開発部下水道課長	水谷 繁樹
12	◎開発部次長兼都市計画課長 ◎開発部都市計画課長	大野 勝貴 梅田 英明
13	開発部都市計画課職員 (コンサル含む)	

上段名は前任、下段名は後任

3 弥富市立地適正化計画策定委員会等の開催経緯

年月日	会議等	内 容
2019年2月25日	第1回作業部会	弥富市立地適正化計画について
2019年3月7日	第1回策定委員会	
2019年7月17日	第2回作業部会	弥富市立地適正化計画（都市機能誘導区域、誘導施設）について
2019年1月31日	第2回策定委員会	
2019年11月6日	第3回作業部会	策定委員会等での修正事項の報告について 弥富市立地適正化計画（居住誘導区域、実現化方策）について
2019年11月22日	第3回策定委員会	
2020年1月6日～ 2020年2月6日	パブリックコメント	案の公表と意見募集（1か月） ※提出意見：8件
2020年2月18日	第4回作業部会	弥富市立地適正化計画の確定 ※パブリックコメントの結果報告と承認
2020年3月4日	第4回策定委員会	
2020年3月23日	都市計画審議会	

4 用語の解説

用語

解説

あ行

あ アクセス	接近すること。また、近づく手段のこと。
アセットマネジメント	建築物、道路、橋りょうなどの公共施設を資産（アセット）としてとらえ、財政的制約のもとで安全性・利便性・快適性などを確保し、資産全体の効用を最大化するための総合的かつ戦略的なマネジメント手法

か行

か 街区公園	都市公園の一つで、街区に居住する者の利用に供することを目的とする、面積 0.25ha を標準とした公園
き 既存ストック	現在までに整備・供給されるなどで蓄積された資源のこと。ここでは主に道路・公園・学校などの公共施設を指す。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されるおそれがないようにするため、第 7 条第 1 項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。
居住誘導区域	都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われる区域
拠点	活動の足場となる重要な地点
近隣公園	都市公園の一つで、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする、面積 2.00ha を標準とした公園
↖ 区域区分	都市計画区域を、計画的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」の 2 つの区域に区分すること。線引きともいう。

用語	解説
----	----

け 原生自然環境保全地域	自然環境保全法第14条第1項 環境大臣は、その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であって、国または地方公共団体が所有するもの（森林法第25条第1項または第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林（同条第1項後段または第2項後段において準用する同法第25条第2項の規定により指定された保安林を除く。）の区域を除く。）のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができる。
こ 工業系用途地域	工業地としての土地利用が主体となっている市街地、または市街化区域において、準工業地域、工業地域、工業専用地域が定められた市街地
交通結節点（または機能）	人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段を相互に連絡する場所 具体的には、鉄道・バス・タクシー・自家用車・自転車などの交通手段をつなぐ場所であり、鉄道駅やバスターミナル、駅前広場などが挙げられる。
コミュニティ	地域共同体、地域共同社会。「住民相互の協力と連帯による地域のまちづくり」の意味などで用いる。
コミュニティバス	高齢者や身体障害者の公共施設・医療機関等への移動手段の確保や、地域住民を対象とした公共交通の利便性向上を目的に運行する、自治体が運営に関与する乗合バス（路線バス）
コンパクト・プラス・ネットワーク	生活サービス機能と居住が集約したコンパクトなまちと、それらを利便性の高い公共交通で相互に結んだ、多極ネットワーク型のコンパクトシティ及びその実現を志向する政策

さ行

さ 災害危険区域で住居建築禁止区域	建築基準法第39条第1項他 1 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。 2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。
三大都市圏	首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法により、首都圏

用語

解説

では「既成市街地及び近郊整備地帯を含む市町村」、近畿圏では「既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村」、中部圏では「都市整備区域を含む市町村」に該当する市町村をいう。

し 市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として定められた土地のこと。
市街地開発事業	一定の地域において、地方公共団体等が総合的な計画に基づいて、公共施設の整備と宅地または建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を図るもの。土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業などがある。
地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、または助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。
自然環境保全地域特別地区	自然環境保全法第25条第1項 環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。
自然公園特別地域	自然公園法第20条第1項 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。
住居系用途地域	住宅地としての土地利用が主体となっている市街地、または市街化区域において、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域が定められた市街地
集約型都市構造	中心市街地や鉄道駅などの周辺において、歩いて暮らせる範囲に市街地のスケールを保ち、生活に必要な都市機能が集約した都市構造のこと。

用語	解説
商業系用途地域	商業地としての土地利用が主体となっている市街地、または市街化区域において、近隣商業地域、商業地域が定められた市街地
人口集中地区（またはD I D）	原則として人口密度が4,000人/km ² 以上 の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域
浸水想定区域	水防法第15条第1項第4号 想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域
す (負の)スパイラル	連鎖的に(悪)循環が生じること。
せ 生産緑地	都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止、あるいは将来の公共施設整備に対する土地の確保を目的として、市街化地域内の農地を対象に指定される地区。この地区指定により、農地所有者は営農義務が生じるが、固定資産税の免税措置が図られる。
製造品出荷額等	1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額とその他の収入の合計
そ 総合計画	市が長期的な展望の下で自治体運営の基本理念やるべき姿を定めた、行財政運営の総合的な指針となる計画

た行

ち 地区計画	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画のこと。
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、または浸水し、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為（都市計画法第4

用語

解説

条第 12 項に規定する開発行為をいう。) 及び一定の建築物（居室（建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。）を有するものに限る。）の建築（同条第 13 号に規定する建築をいう。）または用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

**津波浸水想定における
浸水区域** 津波防災地域づくりに関する法律第 8 条
都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。）を設定するものとする。

と 特別用途地域 都市計画法第 8 条の地域地区の一つ。
市町村が都市計画で定める特別用途地区内においては、地方公共団体の条例により、建築基準法の用途制限を強化または緩和することができる。（建築基準法第 49 条）

都市機能 都市における社会的・経済的・政治的活動の仕組みや働き。単一の都市・地域として確保すべき住宅機能、医療機能、福祉機能、教育機能、防災機能等や、複数の都市・地域間で相互補完も行われる商業（卸売・小売）機能、サービス（金融・宿泊・情報等）機能、生産・流通機能、文化機能、レクリエーション機能等がある。

都市機能誘導区域 居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られる区域

都市計画運用指針 都市計画法に関する国の考え方を示す指針
**都市計画区域マスター
プラン（名古屋都市計
画区域の整備、開発及
び保全の方針）** 都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象とし、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。

都市計画公園 都市計画区域内において、都市計画法第 11 条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るために、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が 10ha 以上については広域的見地から決定すべき都市施設または根幹的都市施設として都道府県知事

用語

解説

が、その他については区市町村が定める。

都市計画道路

都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4種類に区分される。都市計画決定された区域内では、今後の施設整備に向け、一定の建築制限が適用される。

都市洪水想定区域及び

特定都市河川浸水被害対策法第32条第1項及び第2項

都市浸水想定区域

1 國土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の区間（河川法第9条第2項に規定する指定区間を除く。）について、都道府県知事は特定都市河川のうちその他の区間について、都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市洪水による被害の軽減を図るため、國土交通省令で定めるところにより、それぞれ、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合にその特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定するものとする。ただし、その特定都市河川について、水防法第10条第2項、第11条第1項または第13条第1項若しくは第2項の規定による指定があるときは、この限りでない。

2 前項本文に定めるもののほか、特定都市河川流域の全部または一部をその区域に含む市町村の長、当該市町村を包括する都道府県の知事及び特定都市下水道の下水道管理者（特定都市河川流域の全部が一の市町村の区域内にある場合にあっては、市町村の長及び特定都市下水道の下水道管理者）は、共同して、当該特定都市河川流域について、都市浸水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市浸水による被害の軽減を図るため、國土交通省令で定めるところにより、流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域を、都市浸水想定区域として指定するものとする。ただし、その区域について、水防法第14条の2第1項の規定による指定がされているときは、この限りでない。

土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項

都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあ

用語

解説

あると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域として指定することができる。

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項

都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

土砂災害等の基礎調査により判明して災害の発生の恐れのある区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項

都道府県は、基本指針に基づき、おおむね5年ごとに、第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。

土地区画整理事業 宅地の利用増進と道路、公園等の公共施設の整備・改善を図るために市街地整備手法の一つ。

な行

な **南海トラフ及び南海トラフ地震** 駿河湾から東海地方、紀伊半島、四国にかけての南方沖約100kmの海底をほぼ東西に走る長さ700kmの細長い溝を震源域とする巨大地震のこと。

の **農業振興地域** 農業の近代化、公共投資の計画的推進等、農業の振興を図ることを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められる区域。対象となるのは、農業の振興を図ることが相当と認められ、かつ農用地等として利用すべき相当規模の土地があるなどの地域

用語	解説
農地転用	田畠などの農地を宅地など農地以外の目的に使用するために土地利用を変更すること。
農地もしくは採草放牧地	農地法第5条第2項第1号ロ 「農用地区域内にある農地または採草放牧地」に掲げる農地または採草放牧地以外の農地または採草放牧地で、集団的に存在する農地または採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地または採草放牧地として政令で定めるもの。
農用地区域	農業振興地域のうち、今後概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保し、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進する区域

は行

は バリアフリー	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）がない状態のこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープを設置することや、道路の段差がない状況などをいう。
パブリックコメント	都市計画マスタープランとして最終決定する際に、市ホームページ等で市民（=パブリック）に意見・情報・改善案等（=コメント）を求め、その結果を踏まえて必要な検討・修正等を行う手続き。
ひ P D C Aサイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法。 Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）
ほ 保安施設地区	森林法第41条 農林水産大臣は、第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業または森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林または原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。
保安施設地区に予定された地区	森林法第44条 保安施設地区の指定については、第29条、第30条、第31条、第32条第1項から第4項まで、第33条第1項から第5項まで及び第39条の規定を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更については、第29条、第30条、第32条第1項から第4項まで及び第33条第1項から第5項までの規定並びに第33条の2第1項の規定を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更の申請

用語

解説

については、第 27 条第 2 項及び第 3 項、第 28 条並びに第 33 条の 2 第 2 項の規定を、保安施設地区の指定の解除については、第 33 条第 1 項から第 3 項までの規定を、保安施設地区における制限については、第 34 条から第 34 条の 3 までの規定を準用する。ただし、保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第 31 条、第 34 条から第 34 条の 3 までの規定、災害を復旧するため緊急に保安施設事業を行う必要がある場合には第 32 条第 4 項の規定は、準用しない。

保安林

森林法第 25 条もしくは第 25 条の 2

農林水産大臣は、森林法第 25 条の各号に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林を保安林として指定することができる。都道府県知事は、森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。

保安林予定森林の区域

森林法第 30 条もしくは第 30 条の 2

都道府県知事は、森林法第 29 条の通知を受けたときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その通知の内容を告示し、その森林の所在する市町村の事務所に掲示するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者にその内容を通知しなければならない。この場合において、保安林の指定または解除が第 27 条第 1 項の規定による申請に係るものであるときは、その申請者にも通知しなければならない。都道府県知事は、保安林の指定または解除をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめその旨並びに指定をしようとするときにあってはその保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る第 33 条第 1 項に規定する指定施業要件、解除をしようとするときにあってはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示し、その森林の所在する市町村の事務所に掲示するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者にその内容を通知しなければならない。その告示した内容を変更しようとするときもまた同様とする。

や行

よ 用途地域

都市計画法に基づき、都市の環境保全や利便の増進のために、

用語

解説

建物の用途等に一定の制限を行う地域。住居系8種類、商業系2種類、工業系3種類の用途地域に区分される。

ら行

り 立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版

